

伊豆の国市福祉車両貸出要綱

全部改正 令和 3 年 2 月 10 日 告示第 14 号
改正 令和 3 年 4 月 22 日 告示第 87 号
改正 令和 4 年 3 月 31 日 告示第 77 号
改正 令和 6 年 12 月 9 日 告示第 201 号
改正 令和 8 年 7 月 1 日 告示第 111 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、高齢者及び障害者の社会参画の促進及び福祉増進に寄与するため、伊豆の国市が管理する身体障害者移送用車両（以下「福祉車両」という。）の貸出しに関し必要な事項を定めるものとする。

(貸出車両)

第 2 条 貸出しをする福祉車両は、市長が指定した車両とする。

(利用地域)

第 3 条 福祉車両の利用地域は、伊豆の国市内とする。ただし、市長が特別な理由があると認めた場合は、この限りでない。

(利用の対象)

第 4 条 福祉車両は、伊豆の国市に住民登録を有し、かつ、居住する者で、下肢の機能障害等の理由により車椅子等を使用しなければ外出することが困難なものが次のいずれかの事由に該当するときに利用することができるものとする。

- (1) 医療機関へ通院し、又は入退院するとき。
- (2) 福祉団体等が主催する会議、視察、研修会等に参加するとき。
- (3) 冠婚葬祭に参加するとき。
- (4) 社会参加を促進するための行事等への参加や社会的見聞の拡充を行うとき。
- (5) 行政機関や金融機関等で手続きを行うとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき。

(利用の制限)

第 5 条 市長は、福祉車両の利用が次のいずれかの事由に該当するときは、福祉車両の貸出しを行わない。ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

- (1) タクシーの代わりとして使用すること。
- (2) 営利を目的として使用すること。

(3) 通勤又は通学のために使用すること。

(4) 貸出しを利用しようとする日（以下「利用日」という。）と同月中に2回車両の貸出しを利用していること。

（運転者）

第6条 福祉車両の利用をしようとする者（以下「申請者」という。）は、貸出しを利用しようとする場合には、その責任において運転者を確保しなければならない。

2 前項の運転者は、次の要件を全て満たす者でなければならない。

(1) 福祉車両の運転に必要な免許を取得してから1年以上経過していること。

(2) 年齢が75歳未満であること。

（利用の申請）

第7条 申請者は、利用日の90日前から7日前までに、様式第1号による福祉車両利用申請書兼誓約書を市長に提出し、その利用の承認を受けなければならない。

ただし、車椅子利用者の急な体調不良等の理由により、7日前までに申請することが困難である場合は、この限りでない。

2 前項の規定による申請は、電子申請による方法に代えることができる。

（利用の承認）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査し、適当と認めたときは、福祉車両利用承認書を申請者に交付するものとする。

2 前項の承認には、福祉車両の管理のために必要な限度において、条件を付することができる。

（利用の取消し等）

第9条 福祉車両の利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、その利用を取り消し、又は変更をしようとするときは、速やかに様式第2号による福祉車両利用（取消・変更）申請書兼誓約書により市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、電子申請による方法に代えることができる。

（取消し等の承認）

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査し、適当と認めたときは、福祉車両利用（取消・変更）承認書を申請者に交付するものとする。

（利用期間等）

第11条 福祉車両を利用することができる期間は、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時までの間とし、土曜日、日曜日、国民の祝日及び12月29日か

ら翌年1月3日までの間は貸出しを行わないものとする。

- 2 2日間連続して利用する場合は、利用日初日の午後5時まで一度返却するものとする。

(利用の承認の取消し等)

第12条 市長は、次のいずれかに該当するときは、その利用の承認を取り消し、又は制限することができる。

- (1) 利用者が偽りその他不正の手段により利用の承認を受けたとき。
- (2) 福祉車両の故障等により利用に支障があるとき。
- (3) 災害等により緊急に福祉車両を市が使用するとき。
- (4) その他これらに準ずる事態が生じたとき。

- 2 前項の場合において、利用者に損害が生じることがあっても、市は、その損害の責めを負わない。

(利用料等)

第13条 福祉車両の利用料は、無料とする。ただし、燃料費、通行料、駐車料等の福祉車両の運行に係る費用は、利用者の負担とする。

- 2 前項の燃料費は、走行距離10キロメートルにつき100円を、利用者が市に納めるものとする。

- 3 前項の走行距離に10キロメートル未満の端数があるときは、これを10キロメートルに切り上げて計算する。

(福祉車両の清掃)

第14条 利用者は、福祉車両を清掃して返却しなければならない。

(利用報告)

第15条 利用者は、福祉車両の返却時に様式第3号による福祉車両利用報告書を市長に提出しなければならない。

(事故報告等)

第16条 利用者は、交通事故、盗難その他の事故が発生したときは、法令上の処置をとるとともに、直ちにその状況を市長に連絡し指示を受け、事故発生後3日以内に様式第4号による福祉車両事故報告書を市長に提出しなければならない。

(損害賠償)

第17条 利用者は、福祉車両の車体又は車内の設備を破損したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるとき

は、その賠償額を減額し、又はこれを免除することができる。

(交通事故の賠償)

第18条 貸出車両の利用中に発生した交通事故の賠償については、市が加入する任意保険を利用することができる。

- 2 前項の任意保険による賠償額が損害額に満たない場合は、当該満たない額を運転者が負担するものとする。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月22日告示第87号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日告示第77号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの告示の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの告示の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

様式第 1 号（第 7 条第 1 項関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

福祉車両利用申請書兼誓約書

年 月 日

伊豆の国市長 宛

住 所
申請者 氏 名
電 話

福祉車両を利用したいので、伊豆の国市福祉車両貸出要綱第 7 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり申請します。

車椅子利用者	住 所			
	氏 名		生年月日	年 月 日
	電 話 番 号			
運 転 者 ☐ 申請者と同じ	住 所			
	氏 名		生年月日	年 月 日
	電 話 番 号			
利 用 目 的	通院・入院・退院・その他（ ）			
利 用 期 間	貸 出	年 月 日午前・午後 時 分から		
	返 却	年 月 日午前・午後 時 分まで		
目 的 地 及 び 走 行 距 離	(約 km)			
使用に関する 誓 約 書	伊豆の国市福祉車両貸出要綱に基づき、次の事項を確認のうえ、借り受けます。 1 この要綱、道路交通法及びその他車両の運転に係る法令を遵守します。 2 貸出車両の利用中に交通事故が発生した場合、その賠償に要する費用等のうち、自動車損害賠償責任保険及び市が加入する任意保険で補償されない額は運転者負担とします。 3 貸出車両の車体並びに車内の設備及び器具を破損、又は滅失したときは利用者が速やかに原状回復します。 4 市の指示に従います。 署名 _____			

様式第2号（第9条第1項関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

福祉車両利用（取消・変更）申請書兼誓約書

年 月 日

伊豆の国市長 宛

住 所
申請者 氏 名
電 話

年 月 日付 第 号により承認を受けた福祉車両の利用について、次のとおり（取消・変更）したいので、承認されるよう申請します。

理 由	
-----	--

変更の場合は、変更する項目について記載すること。

車椅子利用者	住 所			
	氏 名		生年月日	年 月 日
	電話番号			
運 転 者	住 所			
	氏 名		生年月日	年 月 日
	電話番号			
利 用 目 的	通院・入院・退院・その他（ ）			
利 用 期 間	貸 出	年 月 日午前・午後 時 分から		
	返 却	年 月 日午前・午後 時 分まで		
目 的 地 及 び 走 行 距 離	(約 km)			
使用に関する 誓 約 書	伊豆の国市福祉車両貸出要綱に基づき、次の事項を確認のうえ、借り受けます。 1 この要綱、道路交通法及びその他車両の運転に係る法令を遵守します。 2 貸出車両の利用中に交通事故が発生した場合、その賠償に要する費用等のうち、自動車損害賠償責任保険及び市が加入する任意保険で補償されない額は運転者負担とします。 3 貸出車両の車体並びに車内の設備及び器具を破損、又は滅失したときは利用者が速やかに原状回復します。 4 市の指示に従います。 署名 _____			

様式第3号（第15条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

福祉車両利用報告書

年 月 日

伊豆の国市長 宛

住 所

報告者 氏 名

電 話

貸出しを受けた福祉車両の利用が終わったので、伊豆の国市福祉車両貸出要綱第15条の規定に基づき、次のとおり報告します。

利用年月日	貸 出	年 月 日午前・午後 時 分から			
	返 却	年 月 日午前・午後 時 分まで			
走行距離	走 行 前	km	利 用 者	車椅子利用者	人
	走 行 後	km		介護者等	人
	距 離	km		運転者	人
行 程					
故障、異常等					
使用車両					

様式第4号（第16条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

福祉車両事故報告書

年 月 日

伊豆の国市長 宛

住 所

報告者 氏 名

電 話

貸出しを受けた福祉車両で事故があったので、伊豆の国市福祉車両貸出要綱第16条の規定に基づき、次のとおり報告します。

事故の種別		1 人身 2 物損 3 人身・物損 4 盗難 5 その他
事故発生 日 時		年 月 日 午前・午後 時 分
事故発生 場 所		
運転者氏名		
相手 方	住 所	
	氏 名	
	車 両	
事故の概要		
使用車両		